

令和 9 年度調布市学童クラブ 入会案内

1 先行受付【障害児枠該当者のみ対象】

申請方法	期間
LoGoフォーム申請 (障害児枠継続児童のみ)	令和 8 年10月22日 (木) 午前 8 時30分から 10月29日 (木) 午後 5 時送信完了分まで
児童青少年課への持込申請 (障害児枠新規・継続児童)	令和 8 年10月22日 (木) から10月29日 (木) まで必着 ※土日を除く。 ※障害児枠の新規児童の申込は、持込(対面)申請のみです
郵送申請 (障害児枠継続児童のみ)	令和 8 年10月22日 (木) から10月29日 (木) まで消印有効

2 期間内受付【障害児含む全ての児童が対象】

申請方法	期間
LoGoフォーム申請	令和 8 年11月4日 (水) 午前 8 時30分から 11月18日 (水) 午後5時送信完了分まで
児童青少年課への持込申請	令和 8 年11月4日 (水) から11月18日 (水) 午後 5 時まで必着 ※土日を除く。
郵送申請	令和 8 年11月 4 日 (水) から11月18日 (水) まで消印有効 ※11月19日 (木) 以降の消印は期間外受付となります。

3 期間外受付【障害児含む全ての児童が対象】

申請方法	期間
LoGoフォーム申請	令和 8 年11月19日 (木) 午前 8 時30分から 令和 9 年 2 月12日 (金) 午後 5 時送信完了分まで
児童青少年課への持込申請	令和 8 年11月19日 (木) から令和 9 年 2 月12日 (金) 午後 5 時まで必着 ※土日を除く。
郵送申請	令和 8 年11月19日 (木) から令和 9 年 2 月12日 (金) まで消印有効

※令和 8 年度に学童クラブに在籍している方も申請が必要です。



調布市 子ども生活部 児童青少年課
〒182-8511 調布市小島町 2 丁目35番地 1
電 話 (042) 481-7534

●調布市ホームページ>子育て・教育>学童クラブ(二次元コード参照)

目次

○学童クラブについて	1
○学童クラブの入会申請について	3
○申請に必要な書類	4
○申請スケジュール・申請方法	6
○学童クラブ入会判定基準について	9
○学童クラブ入会判定基準表	10
○令和9年度学童クラブ一覧（学童クラブ別）	12
○令和9年度学童クラブ一覧（小学校別）	13
○学童クラブ入会申請Q&A	14
○学童クラブでの生活Q&A	15
○各事業の主な特徴	16
○調布市放課後子供教室事業「あそびバ」のご案内	17
○利用申請書入力用番号表	18
○申請書記入例	19
○申請書類チェック表	23

学童クラブについて

1. 学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所です。就労等のため保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭に代わり、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。また、集団生活を通じた基本的生活習慣の確立や健全な成長を支援する事業を行います。

2. 学童クラブでの生活

(1) 学童クラブを利用できる日

- ◆日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日

(2) 育成時間

- ◆学校の授業がある日：放課後から午後6時まで
- ◆学校休業日（土曜日、三季休業中等）：午前8時30分から午後6時まで

(3) 育成時間の延長及び朝の見守りについて

- ◆育成時間延長：午後6時から午後7時まで（延長使用料30分ごとに200円）
- ◆朝の見守り：学校休業日の午前8時から午前8時30分まで（延長使用料無料）

(4) 一日の生活

一日の生活の例は下の表のとおりです（季節や行事等により、時間、活動内容は異なります）。

学校の授業がある日		学校休業日	
放課後	育成時間開始～自由遊び	8:00～8:30	朝の延長育成時間（無料）
15:00	おやつ	8:30	育成時間開始
16:45	帰りの会	9:15	朝の会（出欠確認）
17:00	集団帰り（可能な児童のみ）	10:00	清掃～学習～自由遊び
～19:00	延長育成時間（18時以降30分ごとに200円）	12:00	昼食（原則お弁当を持参）
		13:00	自由遊び・行事など
		15:00	おやつ
		16:45	帰りの会
		17:00	集団帰り（可能な児童のみ）
		～19:00	延長育成時間（18時以降30分ごとに200円）

注1) 学童クラブに行く日は、小学校から直接学童クラブに向かいます。一度帰宅した後、又は習い事・放課後子供教室等へ行った後の利用はできません。
注2) 17時の集団帰りで以降は、お迎えが必要です。

3. 障害のある児童の受入れ

(1) 障害児枠

次のア～ウのいずれかに当てはまる児童（予定含む）は障害児枠に該当します。

- ア 特別支援学校又は特別支援学級に通っている児童
※通級指導学級・校内通級教室は除く
- イ 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している児童
- ウ 障害児福祉手当を受給している児童

(2) 障害児枠の入会要件

次のア～ウのすべてを満たしている必要があります。

- ア 3ページ「1. 入会要件」の(1)～(3)を満たしている
- イ 施設との面談の結果、学童クラブにおいて集団生活が可能と判断されている
- ウ 保護者またはその他の者が送迎できる

【注意】

障害児枠としての要件を満たしている場合でも、障害の程度や集団生活の可否などから、学童クラブでの育成が困難だと判断した場合は、市と学童クラブで協議の上、学童クラブでの受入れをお断りする場合があります。

(3) 障害児枠で入会申請できる学童クラブ

ア 市内全域の学童クラブ

入会できる学童クラブについては、12・13ページをご覧ください。特別支援学校に通学する児童は、居住地にある公立小学校区の学童クラブ又はゆずのき学童クラブを希望することができます。詳細については個別にご相談ください。

イ ゆずのき学童クラブ

通学する小学校又は特別支援学校・特別支援学級に関わらず、ゆずのき学童クラブを希望することができます。

(4) 障害児の育成・送迎について

障害児については、原則、学童クラブでの育成の際に加配職員を配置し、登降室の際には送迎が必要となります。

項目	市内全域の学童クラブ	ゆずのき学童クラブ
育成・生活	集団生活の中で育成・生活	
加配職員	放課後児童支援員等を配置	
送迎利用料金	1回 200円	1回 300円
学校～学童クラブ	職員による徒歩の付添送迎（学区内のみ）※1	車両送迎（市内全域）※2
学童クラブ～自宅	原則、保護者等による送迎	自宅または最寄りのバス停まで車両による送迎（石原小学区外のみ）※2
自宅～学童クラブ	原則、保護者等による送迎	車両送迎（石原小学区外のみ）※2
夏休みの学校補習授業等への送迎	職員による徒歩の付添送迎（学区内のみ）※3	なし
主な利用児童	特別支援学級 特別支援学校	特別支援学級 特別支援学校 医療的ケアを要する児童

※1 児童1人につき、1人の職員が徒歩による付添送迎を行います。

※2 複数の児童乗り合いのため、乗車時間が30～40分になります。また、車両到着時に、保護者が自宅または送迎先のバス停で待機している必要があります。

※3 土曜日・三季休業中は午前8時半以降に送迎開始となります。

4. 育成料等

調布市では、学童クラブの運営費の一部を、保護者の方に負担していただいています。

料金名	金額	納付方法	納期限 (引落日)
育成料	月額 5,000円	口座振替 又は納付書	利用当月 末日
延長使用料 (18:00~19:00)	30分ごとに 200円		利用当月 末日
障害児付添送迎 利用料	1回200円	納付書	納付書記載の 納期限
障害児車両送迎料	1回300円		

※末日が土日祝日の場合は、翌営業日が納期限（引落日）となります。

※口座振替不納になった場合は、次回引き落とし日にまとめて引き落としとなります。

5. 育成料等の減額・免除について

育成料、延長使用料、障害児送迎利用料には減額・免除の制度があります。

毎年度申請が必要です。要件を満たしていても、申請をしていない場合は減額・免除にはなりませんのでご注意ください。

(1) 減額・免除の対象等

減免要件略称	対象	減免
生活保護	生活保護を受けているとき。	免除
中国残留邦人等	中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けているとき。	
就学援助	就学援助を受けているとき。	
就学奨励	特別支援学校において就学奨励費を支弁区分1で受けているとき。	
非課税等	1 世帯全員の市民税が非課税のとき。 2 その他著しく生活が困難な状況にあると認められたとき。	
第2子	同一世帯で2人以上の児童が入会しているとき（2人目以降が対象）。	減額 (1/2)
ひとり親医療費	調布市ひとり親家庭等医療費助成を受けているとき。	

(2) 申請方法

入会する学童クラブ決定後にお渡しする「学童クラブ育成料等減額・免除申請書」をご提出ください。

※該当の可能性がある要件にはすべて○をつけて申請してください。

(3) 適用

育成料は申請日の属する月から、延長使用料及び障害児送迎利用料は申請日から適用されます。さかのぼって申請・適用することはできませんので、ご注意ください。

【例】5月16日に申請した場合

育成料：5月分から適用

延長使用料及び障害児送迎料：5月16日分から適用

(4) 納付の猶予

申請後、減額又は免除の承認（不承認）が正式決定されるまでは、育成料、延長使用料、障害児送迎利用料の納付を猶予します。なお、減額又は免除が不承認となった場合は、猶予期間中の育成料、延長使用料、障害児送迎利用料も含めてお支払いいただきます。

6. おやつ提供

学童クラブでは、おやつ（果物、パン、市販の菓子等が中心）を提供しています。

※食品衛生上「手作りおやつ」は原則として提供しません。

(1) おやつ代

育成料とは別に、おやつの実費負担として月1,500円をお預かりします。納付方法は学童クラブごとに異なります。

(2) おやつ代の公費負担（生活保護費受給世帯のみ）

生活保護を受給している場合は、おやつ代を公費で負担します。該当する方は、育成料の減額・免除申請と併せて、「学童クラブ間食費公費負担希望申請書」を学童クラブにご提出ください。

(3) おやつ代の返金について

学童クラブを退会する月のおやつ代は下記のとおりとなっております。月の途中で退会する場合、おやつ代を一部返金させていただく場合があります。おやつ代の返金については在籍学童クラブにご確認ください。

※退会する日によって、その月のおやつ代が変わります。

退会日	退会する月のおやつ代
1日～10日	500円（1,000円返金）
11日～20日	1,000円（500円返金）
21日～31日	1,500円（返金なし）

(4) 食物アレルギー対応

食物アレルギー対応が必要な場合は、個別にご相談ください。

※児童の状況により、家庭から代替食の持込みをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【注意】

食物アレルギーがある場合は、学校に提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」のコピーを提出していただきます（入会する学童クラブの決定後、その学童クラブに提出）。学校に提出する前にあらかじめコピーをとっておいてください。

7. 三季休業中のお弁当提供

調布市では、保護者のお弁当作りの負担軽減のため、三季休業期間に外部事業者による弁当の提供を実施しています。実施内容は、全家庭に別途ご案内いたします。

※4月1日からの春季休業期間は実施いたしません。

【注意】

食物アレルギーのある方、学校生活管理指導表を提出されている方並びに家庭で調理されたものを以外を喫食した経験のない方については、本事業を利用することはできないこととしておりますので、ご了承ください。

8. 入会決定前の親子面談実施について

学童クラブ入会決定前（決定通知送付前）に第1希望の学童クラブで親子面談を実施する場合があります。4月からの育成に役立てるためのもので、入会審査・選考とは関係ありません。また、面談を行ったことによって、学童クラブへの入会が決定されるものではありません。

決定通知発送後からの日程調整では、4月からの育成に間に合わないため、決定前に面談を実施する場合がありますので、ご了承ください。

学童クラブの入会申請について

1. 入会要件

学童クラブに入会できる児童は、次の(1)～(3)のすべての要件を満たす児童です。

障害のある児童が初めて学童クラブを利用するときは、原則として3箇月間学童クラブをご利用いただき、この期間の状況により入会継続の可否を決定します。

- (1) 調布市内に居住し、小学校等に在学していること
(2) 保護者が次のいずれかの理由で、昼間家庭にいない状況にあること。

ア 就労(就学)

※就職内定の場合は、入会日までに採用予定であることが必須となります(期間内受付・期間外受付の申請を行う場合、令和9年4月1日には採用されている必要があります)。

イ 疾病・心身障害

ウ 家族等の看護・介護

エ 産休・育休

※育休の場合、育休対象となるお子さんの年齢が令和9年4月1日時点で1歳未満の方が対象となります。

オ 求職活動中(年度内1回のみ)

※上記ア、ウ、オについては、勤務等の日数が、週3日以上又は月12日以上で、その勤務等の時間が午後3時を含む日中4時間以上(勤務時間は休憩時間を含む拘束時間)必要です。夜間の常勤勤務の場合、勤務終了時間+8時間が午後3時を含んでいれば、1日分の勤務要件を満たすものとします。

- (3) 保護者が昼間家庭にいない日のうち、原則として週3日以上又は月12日以上午後5時まで、学童クラブを利用すること(8月を除く)。
※体調不良等により利用日数が要件を満たさなくなっても、ただちに退会になるものではありません。学童クラブ入会後の利用状況については、お子様の体調やご家庭の事情など、個々の状況を伺いながら、その都度ご相談させていただきます。

【(2)、(3)の要件を満たす場合の例】

	父の勤務	母の勤務	学童クラブ早退	学童クラブ利用可能日	要件のある日
月曜	午前9時～午後6時	午前10時～午後4時		○	○
火曜	午前9時～午後6時	午前10時～午後4時	午後4時に学童クラブを早退	○	
水曜	午前9時～午後6時	午前10時～午後4時		○	○
木曜	午前9時～午後6時	午前10時～午後2時		×	
金曜	午前9時～午後6時	午前10時～午後3時		○	○
土曜	休み	午前10時～午後4時		×	

2. 申請方法

次の(1)、(2)、(3)のいずれかの方法でご申請ください。

なお、障害児枠で初めて学童クラブを申請する方は、聞き取りや説明をさせていただくため、持参(対面)申請のみとなります。詳細は6ページ(1)先行受付(障害児枠該当者のみ)をご覧ください。

(1) LoGoフォーム(インターネット)

- ・ホームページから「令和9年度学童クラブインターネット申請」の内容をご確認のうえ、LoGoフォームからご申請ください。
- ・申請が完了すると、「完了メール」が届きますので、ご確認ください(迷惑メールフォルダ等に格納されている場合があります)。申請が完了したか不安な場合は、申請期間内に児童青少年課までお問い合わせください。
- ・就労証明書等の証明書類については画像データやPDF等を添付することで提出が可能です。

【LoGoフォーム申請用二次元コード】

先行受付



期間内受付



不足書類提出



(2) 郵送

- ・スケジュール内で「消印有効」のみ適用となりますので、期限に余裕を持ってご提出をお願いします。
- ・郵送料は差出人負担です。※料金不足の場合は、受付できません。
- ・封筒の裏に、申請者の住所・氏名をご記入願います。

◆宛先◆

〒182-8511 調布市小島町2-35-1
調布市子ども生活部児童青少年課
令和9年度学童クラブ利用申請担当 宛

(3) 児童青少年課窓口への持込

- ・申請受付場所：調布市役所3階 調布市児童青少年課
- ・封筒に申請者の住所・氏名記入のうえ、封緘してください。
- ・学童クラブでの申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

3. 入会承認について

(1) 入会要件及び入会順位の審査について

◆入会要件の審査

申請書類の記載事項、提出された証明書等の添付書類により、入会要件を満たしているか否かの審査を行います。必要に応じて、勤務先等へ連絡し確認を行う場合や追加で書類をご提出いただく場合があります。

◆学童クラブに入会する児童の順位の審査

入会を決定する際の順位の審査は、「学童クラブ判定基準表」(10・11ページ参照)に基づき、申請の内容を指数化し、指数の高い順に入会を決定します。

(2) 入会承認期間について

入会承認期間は、年度末(令和10年3月31日)を限度として、児童や保護者の状況により決定します。

※短期承認となる場合の要件については、5ページ

「○承認期間について」をご確認ください。

申請に必要な書類

保護者の要件や児童の状況等により、必要な書類が異なります。下記の表でご確認ください。

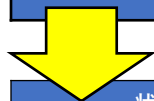
【全員】提出が必要な書類

①調布市立学童クラブ利用申請書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
②児童状況書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
③要件確認書類	保護者1人につき最低1種類必要。保護者の要件によって書類が異なります。兄弟分はコピーして提出も可。

下記のいずれかの書類提出が必要

状況	詳細	提出書類						
就 労	【要件】 就労により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①勤務日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②勤務時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③勤務時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ※①「月12日以上」については、日曜日を含めない勤務日数を指します。 ※②「勤務時間」には、休憩時間を含めます。	①勤務日数	月12日以上	②勤務時間	日中4時間以上	③勤務時間帯	午後3時を含んでいる	【外勤の方】 ①就労証明書 (必ず勤務先の担当者が記入し、2箇月以内に発行されたもの) ②直近3箇月の勤務実績表 (就労時間が不規則な場合のみ提出が必要) 【自営業の方】 ①勤務状況届出書(保護者自身で記入) ②直近の確定申告書のコピー(第1表・第2表)、または登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開廃業届出書等のコピー
	①勤務日数	月12日以上						
②勤務時間	日中4時間以上							
③勤務時間帯	午後3時を含んでいる							
採用予定・ 復職予定	【要件】 入会日までに上記「就労」の要件を満たす予定であること。 ※復職予定の方については、4月1日入会の場合のみ、5月1日までに復職予定であれば申請可能です。	就労証明書(採用予定・復職予定年月日の記載のあるもの)						
就 学	【要件】 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①通学日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②授業時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③授業時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ※通信教育の場合は、学童クラブ利用の要件外となります。	①通学日数	月12日以上	②授業時間	日中4時間以上	③授業時間帯	午後3時を含んでいる	【令和9年度在学中の方】 ①在学証明書 ②時間割 【入学予定の方】 ①入学予定であることを確認できる証明書 ②時間割
	①通学日数	月12日以上						
②授業時間	日中4時間以上							
③授業時間帯	午後3時を含んでいる							
疾病/ 心身障害	【要件】 疾病等により、医師から日中自宅での育成が困難との診断を受けていること、または障害者手帳等を所持していること。	①傷病・障害状況届出書(保護者自身で記入) ②医師の診断書(コピーでも可) または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
看護/ 介護	【要件】 親族等の介護のため、日中自宅での育成が困難であること。	①看(介)護状況届出書 ②医師の診断書(コピーでも可) または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
産休中 (または 予定)	【要件】 産前産後休暇取得中または取得予定であること。	①母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日のわかるページ) ②産休期間の記載のある就労証明書 または勤務状況届出書						
育 休 中	【要件】 就労しているが、育児休業を取得中であること。 ※下のお子様の年齢が令和9年4月1日時点で1歳未満であることが必須となります。	就労証明書 (育児休業を取得する又はしていることが記載されているもの)						
求 職	【要件】 求職活動により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①活動日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②活動時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③活動時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ※求職要件は、年に1回のみ認められます。	①活動日数	月12日以上	②活動時間	日中4時間以上	③活動時間帯	午後3時を含んでいる	①求職活動状況届出書 ②3箇月以内に求職活動をしていることがわかる書類 (ハローワークカードや求職サイトに登録している画面のコピー等)
	①活動日数	月12日以上						
②活動時間	日中4時間以上							
③活動時間帯	午後3時を含んでいる							

【該当する方のみ】提出が必要な書類



状況	指数加点	提出書類
①児童に障害がある	○あり	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書等のコピー
②ひとり親家庭	○あり	児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本、離婚受理証いずれかのコピー
③離婚調停中	○あり	調停中であることを証明する裁判所の書類等
④生活保護受給世帯	○あり	生活保護受給証明書
⑤転入予定	×なし	転入先の住所が証明できるもの（住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー等）

★①～④については、提出があった場合のみ指数加点があります。



👉各種書類はこちらからダウンロードできます

○承認期間について

保護者の要件や児童の状況により、承認期間が決定します。学童クラブに入会後、途中で就労状況や要件に変更があった場合も、承認期間が変更されることがあります。

保護者の要件の種類	承認期間
外勤	年度末まで。 雇用期間に定めがある場合は雇用期間終了日まで。
自営業	年度末まで。
採用予定/復職予定	承認日から1箇月間。
就学	在学証明書に記載された卒業予定日の月の末日まで。
入学予定	入学予定日から1箇月間。
疾病/心身障害/介護・看護等	医師の診断書に記載された入院（療養）期間の最終日まで。 診断書に期間の記載がない場合、保護者の状況により決定。 障害者手帳や介護保険被保険者証のコピーを提出された場合は、その期限まで。
産前産後休暇中	出産予定日の6週間前にあたる月の1日から産後8週の月の末日まで。
育休中	年度末まで
求職（自営業準備中含む）	承認日から3箇月間。

※短期承認（年度末までより短い利用承認期間）で学童クラブへ入会となった方については、承認期間満了までに、必要な要件書類（雇用期間が延長された就労証明書など）を提出いただくことで、利用承認期間が延長されます。書類が提出されないまま承認期間満了となった場合、学童クラブは自動的に退会となります。

○【必ずお読みください】申請に関わる注意事項

- （1）学童クラブに在籍中であっても毎年度入会の申請が必要となります。兄弟分もそれぞれ申請が必要です。
- （2）申請書の記入は、必ず黒ボールペンか黒インクを使用してください。
- （3）提出された書類の記載内容について、入会要件を満たしているかどうか再確認させていただく場合があります。
- （4）必要書類の未提出及び申請事項に虚偽があった場合、入会をお断りします。
- （5）申請時点で同一世帯の児童の**育成料、延長使用料及び障害児送迎料の未納がある場合は、全額支払が確認できるまで仮受付となります。**入会決定時期（1月下旬～2月上旬頃、年度途中の場合は毎月20日頃）までに支払が確認できなかった場合は、入会決定選考対象外となります。
- （6）調布市に転入予定の方は、申請時に転入先の住所を証明できるもの（住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー）をご提出ください。
※4月1日から入会を希望される方で、申請時に転入先の住所を証明できるものが提出できない場合は、**令和9年1月18日（月）**までにご提出ください。
- （7）学童クラブの決定に際し、児童や家庭の状況について、市の保有する個人情報、その他必要な情報を収集することがあります。また、お子様の円滑な育成のため、保育園等、その他関係機関等に問い合わせさせていただくことがあります。
- （8）勤務先等への確認
入会する学童クラブの決定に際し、保護者の状況を確認する書類に不明な点がある場合は、勤務先等に問い合わせをさせていただきます。
- （9）通学する小学校又は学区区域により、利用できる学童クラブの施設数が異なります（13ページ参照）。利用希望学童クラブを記入する際、第1希望に加え、第2・3・4希望を記入いただくことで、入会できる可能性が高くなります。又、第1希望の学童クラブだけを申請した場合、ほかの学童クラブには入会できる場合であっても、結果として入会できないことがありますのでご注意ください。
- （10）ご提出いただいた申請書類一式の写しは、各施設でも申請内容・指数等の確認を行うため、入会決定より前に第1希望の学童クラブに渡しております。

申請スケジュール・申請方法

1. 令和9年4月1日入会希望する場合

(1) 先行受付（障害児枠該当者のみ）

この期間に申請のあった児童のうち指数の高い方から順に受入れ、定員内で入会を決定します（期間内受付期間の申請者よりも優先して選考を行います）。

※障害児を先行して入会決定するため、兄弟姉妹と同学童クラブに入会できない可能性がありますので、ご注意ください。

【障害児枠で初めて学童クラブを利用する児童がいる場合】

障害児枠で初めて学童クラブを申請するお子様がいる場合は、聞き取りや障害児枠についての説明をさせていただきますため、持込申請でのみの受付となります。

持込日を下記フォームで予約のうえ、ご来庁ください。

「先行受付予約フォーム」（二次元コード参照）

※予約期間：令和8年10月5日（月）から10月21日（水）まで

【申請スケジュール】



受付区分	申請期間	申請方法	受付時間	要否
①先行受付 予約	令和8年10月5日（月） ～ 令和8年10月21日（水）	LoGoフォーム のみ	最終日午後5時送信完了分まで	新規で申請する 児童のみ必須
②先行受付申込 	令和8年10月22日（木） ～ 令和8年10月29日（木）	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	必須
		LoGoフォーム （継続児童のみ）	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送 （継続児童のみ）	最終日消印有効	
③不足書類提出 	令和8年11月27日（金） まで	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	申請時、書類に 不備があった場合 のみ
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	
④変更書類提出 	令和9年1月8日（金） まで	児童青少年課窓口	最終日午後5時必着	申請内容に変更が ある場合のみ
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	

【申請後のスケジュール】

実施区分	内容	実施時期
親子面談 （新規障害児または必要な方のみ）	第一希望で申請した学童クラブの 職員と親子で面談を行います	令和8年11～12月ごろ
入会承認結果通知発送	入会可否を決定した通知を郵送で送付します	令和9年1月下旬ごろ

【先行受付による学童クラブ入会決定後に、学童クラブの変更を希望する場合】

5月1日以降入会（年度途中）の申込と同時に選考をいたします。「学童クラブ利用承認事項変更申請書」に必要事項を記入し、年度途中の学童クラブ申込期間（8ページ参照）内にご提出ください。

ゆずのき学童クラブを希望される方について

学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としており、児童の発達や生活能力の向上を目的とした療育的な支援は行っていません。

そのため、お子様の生活能力の向上に必要な訓練や、個々の特性に応じた支援などを希望される場合には、放課後等デイサービスの利用や学童クラブとの併用についても、ご検討いただきますようお願いいたします。

詳しくは、障害福祉課（042-481-7135）にお問い合わせください。

(2) 期間内受付

障害の有無に関わらず、全ての方が申請可能な期間となります。期間内に申請のあった児童のうち、指数の高い方から順に入会を決定します。先着順ではありません。

【申請スケジュール】

受付区分	申請期間	申請方法	受付時間	要否
①期間内受付申込 	令和8年11月4日（水） ～ 令和8年11月18日（水）	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	必須
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	
②不足書類提出 	令和8年12月18日（金） まで	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	申請時、書類 に不備があっ た場合のみ
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	
③変更書類提出 	令和9年1月18日（月） まで	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	申請内容に変 更がある場合 のみ
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	

【申請後のスケジュール】

実施区分	内容	実施時期
学校区ごとの申請状況公開	12月中旬時点での各学校区の申請状況（速報値）を発表します	12月中旬ごろ
入会承認結果通知発送	入会可否を決定した通知を郵送で送付します	令和9年2月16日（火）予定

(3) 期間外受付

障害の有無に関わらず、全ての方が申請可能な期間となります。（2）期間内受付の結果、定員に空きがある学童クラブにおいて選考を実施し、指数の高い方から順に入会を決定します。そのため、入会できる可能性は期間内受付より低くなります。

【申請スケジュール】

受付区分	申請期間	申請方法	受付時間	要否
①期間外受付申込 	令和8年11月19日（木） ～ 令和9年2月12日（金）	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	必須
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
		郵送	最終日消印有効	
②不足書類提出	令和9年2月26日（金） まで	児童青少年課窓口 設置の投函BOXへ投函	最終日午後5時必着	申請時、書類に 不備があった場 合のみ
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで	
③変更書類提出		郵送	最終日消印有効	申請内容に変 更がある場合のみ

【申請後のスケジュール】

実施区分	内容	実施時期
入会承認結果通知発送	入会可否を決定した通知を郵送で送付します	令和9年3月16日（火）予定

【期間内受付・期間外受付による学童クラブ入会決定後に、学童クラブの変更を希望する場合】

5月1日以降入会（年度途中）の申込と同時に選考をいたします。「学童クラブ利用承認事項変更申請書」に必要事項を記入し、年度途中の学童クラブ申込期間（8ページ参照）内にご提出ください。

2. 年度途中（令和9年5月1日以降）に入会を希望する場合

原則として、入会日は月の初日となります。申請書類が全て揃っていないと申請はできません。

児童青少年課窓口、又はLoGoフォームでの申請となります（郵送不可）。障害児と障害児以外で申請スケジュールが異なります。

障害児枠で初めて学童クラブを申請するお子さんがいる場合は、聞き取りや障害児枠についての説明をさせていただくため、児童青少年課窓口での持込申請のみの受付となります。

【申請スケジュール】

受付区分	申請期間	申請方法	受付時間
障害児	入会希望月の前々月末まで ※土日祝の場合は前日の開庁日	児童青少年課窓口	最終日午後5時必着
		LoGoフォーム (継続児童のみ)	最終日午後5時送信完了分まで
障害児以外	入会希望月の前月15日まで ※土日祝の場合は前日の開庁日	児童青少年課窓口	最終日午後5時必着
		LoGoフォーム	最終日午後5時送信完了分まで

結果通知	実施時期
入会承認結果通知発送	入会月前月の下旬に書面で発送

※各学童クラブの空き状況については、毎月10日頃に更新される市ホームページ「学童クラブ空き状況」からご確認ください。

3. 施設変更（令和9年5月1日以降）を希望する場合

申請スケジュールについては、上記「2. 年度途中（令和9年5月1日以降）に入会を希望する場合」と同様です。

（1）決定した学童クラブへ通いながら他の学童クラブへの変更申請をする

学童クラブへ通いながら、ほかの学童クラブへの変更を希望する場合は、「学童クラブ利用承認事項変更申請書（第4号様式）」をご提出ください。変更先の学童クラブの定員に空きが出た時点で、入会判定基準表に基づき指数の高い順に入会児童を決定します。

【注意】

一度施設変更の申請を行うと、該当年度中は毎月、審査の対象となります。学童クラブの変更が決定した時点で、元の学童クラブに戻ることはできません。施設変更を希望しなくなった際には、速やかに（3）施設変更申請の取下げを行ってください。

（2）決定した学童クラブには通わずに他の学童クラブを希望する

入会が決定した学童クラブには通わずに（入会を辞退して）、他の学童クラブへの入会を希望する場合は、「学童クラブ利用申請事項変更・利用辞退届」と再度「学童クラブ利用申請書」をご提出ください。

（3）施設変更申請の取下げ

「学童クラブ利用施設変更取届」を提出してください。

上記申請については全てLoGoフォームでも申請可能です（申請用のフォームは後日、市ホームページに掲載予定）。

4. 学童クラブに入会できなかった場合について

定員超過等によりどの学童クラブにも入会できなかった場合、令和9年度内において、学童クラブの入会が決定するまでは申請の取下げをされない限り再選考の対象となります。そのため年度内に再申請をする必要はありません。

学童クラブの定員に空きが生じた場合、毎月希望者全員を再選考し、各学童クラブ定員の空き数に応じて指数の高い順に入会児童を決定します。

【学童クラブ以外の放課後の居場所について】

学童クラブ以外の放課後の居場所として、市内には11か所の児童館のほか、各小学校には放課後子供教室事業あそびバを運営しており、無料でご利用いただけます。

5. 申請の取下げ・退会について

学童クラブの入会申請の取下げ又は退会をする場合は、「学童クラブ利用申請児童変更・利用辞退届」を児童青少年課にご提出ください。

上記申請については全てLoGoフォームでも申請可能です（申請用のフォームは後日、市ホームページに掲載予定）。

学童クラブ入会判定基準について

学童クラブの入会判定は、「学童クラブを利用することの必要性」を指数化（10・11ページ参照）し、申請された方々の指数等を比較して、学童クラブを利用する必要性が高い順に順位が決められています。

ただし、ゆずのき学童クラブの障害児枠をご希望の場合は、その他と判定基準が違います。次の、「【ゆずのき学童クラブを希望する障害児の場合】」をご確認ください。

（第1段階）

- （1）学童クラブ利用入会判定基準表[表1]（両親のうち、低い方の点数）を確認します。
- （2）該当がある方については、（1）に調整指数[表2]を加点します。
- （3）（2）に学年指数[表3]を加点します。
- （4）（3）に障害の状況指数[表4]を加点します（児童の障害者手帳等の必要書類の添付が必要です）。

（第2段階）

第1段階で同一指数となり判断できない場合は、同一指数世帯[表5]の優先順位の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12の順で優先されます。

【ゆずのき学童クラブを希望する障害児の場合】

（第1段階）

- （1）学童クラブ利用入会判定基準表[表1]（両親のうち、低い方の点数）を確認します。
- （2）該当がある方については、1に調整指数[表2]を加点します。
- （3）（2）に障害の状況指数[表4]を加点します。（児童の障害者手帳等の必要書類の添付が必要です。）
- （4）（3）にゆずのき学童クラブを利用希望する障害児に関わる指数[表6]を加点します。

（第2段階）

第1段階で同一指数となり判断できない場合は、ゆずのき学童クラブを希望する障害児における同一指数世帯の優先順位[表7]の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13の順で優先されます。

【留意事項】

- ・ 指数の算定式は、次のとおりです。
「合計指数」＝「基本指数（表1において、両親のうち指数の低い方の指数）」＋「調整指数」＋「学年指数」
「学年指数」は、入会希望年度における学年で判定します。
 - ・ 「身体障害者手帳」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を、「愛の手帳」とは東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づき交付される愛の手帳を、「精神障害者保健福祉手帳」とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいいます。
 - ・ 「外勤」とは、法人等に雇用され、就労している場合で、給与等から源泉徴収されている者をいいます。
 - ・ 勤務時間は、休憩時間を含む拘束時間です。
 - ・ 「居宅内労働」とは自宅又は同一建物内に事務所・店舗等を設置している場合に適用します。在宅勤務での会社採用の場合も「居宅内労働」を適用します。
 - ・ 申請事項に虚偽があった場合、「入会をお断り」又は、「退会」していただきます。
 - ・ 提出期限内に保護者の状況を確認する書類が提出されない場合、基本指数は最低指数（0点）とします。
 - ・ 表5は、最初に同表の1の項を適用して優先順位を検討し、優先順位が判断できないときは、同表の2の項を適用して優先順位を検討し同表の2の項を適用して優先順位を検討し、以後この例により同表の3の項以降を順次適用して判断します。
 - ・ 表5の11の項については、欠席理由等を考慮します。
- ※要件（「週3日以上又は月12日以上で午後5時まで、学童を利用すること」）を緩和した年度については、優先順位の項目から外します。
- ・ 表5の12の項の「祖父母の状況」は調布市内に居住しているか否かで判断します。

学童クラブ入会判定基準表

【基本指数】表 1

類型番号	父母の状況				基本 指数	
1	居宅外労働	外勤 ※復職予定及び 就職内定を含む	月20日以上	日中8時間以上の勤務	30	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	28	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	26	
			月16日以上20日未満	日中8時間以上の勤務	24	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	22	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	20	
			月12日以上16日未満	日中8時間以上の勤務	18	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	16	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	14	
		自営	外勤に準ずる			30～14
2	居宅内労働	自営	月20日以上	日中8時間以上の勤務	26	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	24	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	22	
			月16日以上20日未満	日中8時間以上の勤務	20	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	18	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	16	
			月12日以上16日未満	日中8時間以上の勤務	14	
				日中6時間以上8時間未満の勤務	12	
				日中4時間以上6時間未満の勤務	10	
		3	不存在			死亡、離別、行方不明、拘禁
4	心身障害・ 疾病・ 心身障害	疾病	入院	入院（おおむね1月以上の入院又は入院予定）	30	
			居宅内	常時病臥、重度精神性疾患、重度感染性疾患、要介護3・4・5認定	30	
				常時安静、精神性疾患、感染症疾患	28	
		上記以外で育成を要すると認められる場合			26	
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級			30
			身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級			28
5	看護・介護	病院等付添い	月20日以上	日中8時間以上の看護・介護	30	
				日中6時間以上8時間未満の看護・介護	28	
				日中4時間以上6時間未満の看護・介護	26	
			月16日以上20日未満	日中8時間以上の看護・介護	24	
				日中6時間以上8時間未満の看護・介護	22	
				日中4時間以上6時間未満の看護・介護	20	
			月12日以上16日未満	日中8時間以上の看護・介護	18	
				日中6時間以上8時間未満の看護・介護	16	
				日中4時間以上6時間未満の看護・介護	14	
		自宅療養	要介護3・4・5認定、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、常時病臥、重度精神性疾患、重度感染性疾患のいずれかに該当する者を常時介護			30
			身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級、常時安静精神性疾患、感染症疾患のいずれかに該当する者を常時介護			28
6	就学	就学（通学の場合） ※職業訓練校を含む ※通信教育を除く	月20日以上	日中8時間以上の授業等	26	
				日中6時間以上8時間未満の授業等	24	
				日中4時間以上6時間未満の授業等	22	
			月16日以上20日未満	日中8時間以上の授業等	20	
				日中6時間以上8時間未満の授業等	18	
				日中4時間以上6時間未満の授業等	16	
			月12日以上16日未満	日中8時間以上の授業等	14	
				日中6時間以上8時間未満の授業等	12	
				日中4時間以上6時間未満の授業等	10	
7	育休	育休	就労（自営業含む）しているが、育児休業中である場合			8
8	求職	求職	求職活動のため日中外出を常態としている場合（起業準備中を含む）			6

【調整指数】表 2

調整内容	指数
両親不存在家庭、ひとり親家庭（戸籍謄本等による証明が必要。離婚調停中は可。別居のみは不可）。	10
両親疾病により家庭での育成が困難な状況と認められる場合	10
生活保護受給世帯	5
市長が特別に指定する地域に住んでいる者が、市長が指定する学童クラブの利用を希望する場合	5
その他、特別な支援が必要と認められる場合	5～15

【学年指数】表 3

学年	指数
1年生	40
2年生	35
3年生	25
4～6年生	0

【障害の状況指数】表 4

児童の状況	指数
児童が身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている場合	20
児童が愛の手帳 1～3 度の交付を受けている場合	
児童が精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている場合	
児童が身体障害者手帳 3・4 級の交付を受けている場合	10
児童が愛の手帳 4 度の交付を受けている場合	
児童が精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている場合	
児童が特別支援学校に在籍している場合	10
児童が特別支援学級に在籍している場合	

【同一指数世帯の優先順位】表 5

1	4月1日以降に実施する年度内の入会に係る選考会議の時点でいずれの学童クラブの利用の承認も受けていない者
2	学年が低い者
3	両親不存在家庭またはひとり親家庭
4	単身赴任世帯※就労証明書で証明された場合のみ
5	合計指数の算定の際に用いた父又は母の基本指数が高い者
6	合計指数の算定の際に用いなかった父又は母の基本指数が高い者
7	申請時点ですでに就労等している者
8	保護者の帰宅時間(両親のうち早く帰宅する方)が遅い者
9	利用可能日数が多い者
10	不足書類提出期限までに学童クラブの入会に係る必要書類をすべて提出している者
11	類型番号の優先順位を 3・4・1・2・5・6・7・8 とし、この優先順位の高い者
12	前年度の出席率が50%以上の者の出席率※8月を除く、4月から12月までの出席率（午後5時まで利用した日）
13	祖父母の状況・児童の状況等を考慮して総合的に判断する。

【ゆずのき学童クラブを利用希望する障害児に関わる指数】表 6

調布市立ゆずのき学童クラブ（以下「ゆずのき学童クラブ」という）の利用を希望する障害児については、別に定める基準により指数を加算する。
--

【ゆずのき学童クラブを希望する障害児における同一指数世帯の優先順位】表 7

1	表 6 の指数が高い者
2	4月1日以降に実施する年度内の入会に係る選考会議の時点でいずれの学童クラブの利用の承認も受けていない者
3	学年が低い者
4	両親不存在家庭またはひとり親家庭
5	単身赴任世帯※在職証明書で証明された場合のみ
6	合計指数の算定の際に用いた父又は母の基本指数が高い者
7	合計指数の算定の際に用いなかった父又は母の基本指数が高い者
8	申請時点ですでに就労等している者
9	保護者の帰宅時間(両親のうち早く帰宅する方)が遅い者
10	利用可能日数が多い者
11	不足書類提出期限までに学童クラブの入会に係る必要書類をすべて提出している者
12	類型番号の優先順位を 3・4・1・2・5・6・7・8 とし、この優先順位の高い者
13	前年度の出席率が50%以上の者の出席率※8月を除く、4月から12月までの出席率（午後5時まで利用した日）
14	祖父母の状況・児童の状況等を考慮して総合的に判断する。

令和9年度学童クラブ一覧（学童クラブ別）

設置形態	学童クラブ名	所在地	電話番号	定員	小学校
児童館内	つつじヶ丘児童館学童クラブ	西つつじヶ丘3-19-1	482-6201	60(4)	滝坂, 上ノ原, 調和
	東部児童館学童クラブ	若葉町1-29-21	03-3307-6146	50(4)	若葉, 滝坂
	国領児童館学童クラブ	国領町3-8-15(都営調布くすのきアパート4号棟)	485-8423	60(4)	国領, 第二, 染地
	多摩川児童館学童クラブ	多摩川5-1-2	481-7680	60(4)	富士見台, 多摩川, 布田
	深大寺児童館学童クラブ	深大寺東町5-14-1	488-7159	60(4)	北ノ台, 深大寺
	富士見児童館学童クラブ	富士見町1-8-1	481-7677	60(4)	石原
	佐須児童館学童クラブ	佐須町4-42-2	481-0348	60(4)	柏野
	西部児童館学童クラブ	上石原3-21-6	484-0313	60(4)	飛田給, 第三
	緑ヶ丘児童館学童クラブ	緑ヶ丘2-20-16	03-3309-0521	60(4)	緑ヶ丘
	調布ヶ丘児童館学童クラブ	調布ヶ丘2-36-1	485-3101	60(4)	八雲台
	染地児童館学童クラブ	染地2-41-12	485-3102	60(4)	杉森, 染地
小学校敷地内	第一小学校学童クラブ	小島町1-8-1	487-3155	70(4)	第一
	【仮称】第一小学校新設学童クラブ	小島町1-8-1	未定	80(4)	第一
	第二小学校学童クラブ	国領町4-19-45	481-5451	70(4)	第二
	第三小学校学童クラブ	上石原2-19-13	481-9914	50(4)	第三
	深大寺小学校学童クラブ	深大寺元町5-16-14	490-8133	60(4)	深大寺
	染地小学校学童クラブ	染地3-1-81	444-1936	50(4)	染地
	北ノ台小学校学童クラブ	深大寺北町2-41-1	442-8870	60(4)	北ノ台
	多摩川小学校学童クラブ	多摩川3-21-1	481-7025	60(4)	多摩川
	国領小学校学童クラブ	国領町8-1-86	481-1531	70(4)	国領
	布田小学校第1学童クラブ	染地1-1-100	481-7400	70(4)	布田
	布田小学校第2学童クラブ	染地1-1-85(布田小学校校舎内)	426-7891	70(4)	布田
	調和小学校第1・第2学童クラブ	西つつじヶ丘4-22-6	070-4312-3997	40(3) 60(3)	調和
学童クラブ単独	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川1-15-2(保育園併設, 3・4階)	442-4733	50(3) 40(3)	多摩川, 第三, 飛田給
	ふじみだい学童クラブ	小島町3-32-10	442-8825	70(4)	富士見台, 多摩川
	おおまち第1・第2学童クラブ	菊野台3-27-38(大町スポーツ施設内)	443-0773	50(3) 40(3)	調和
	わいわい学童クラブ	国領町7-11-2(東京YWC A国領センター内)	442-6081	70(4)	杉森, 染地, 第二
	わかば学童クラブ	若葉町3-1-25	03-5314-3931	70(4)	若葉, 滝坂
	うえのはら第1・第2学童クラブ	柴崎2-8-8	490-3860(第1) 481-7221(第2)	70(3) 70(3)	上ノ原
	かしわの学童クラブ	佐須町2-19-11	480-0661	40(4)	柏野
	はなばたけ第1・第2学童クラブ	深大寺北町5-9-1	452-8582(第1) 452-8191(第2)	40(3) 40(3)	北ノ台
	しばさき公園北第1・第2学童クラブ	柴崎2-33-1	444-1251(第1) 444-1295(第2)	40(3) 40(3)	上ノ原, 深大寺
	かみふだ第1・第2学童クラブ	調布ヶ丘1-6-1	444-1327	50(3) 50(3)	第一, 八雲台
	かみいしわら第1・第2学童クラブ	上石原2-16-10	481-9960(第1) 481-9963(第2)	50(3) 50(3)	第三, 飛田給
	あおば学童クラブ	若葉町3-15-33	03-5314-5100	55(4)	若葉
	ゆずのき学童クラブ	富士見町4-4-2	444-6644	40 (15以下)	石原(障害児は市内全域対象)
	はづき学童クラブ	調布ヶ丘2-37-6	481-7170	60(4)	八雲台
	あおぞら学童クラブ	国領町4-9-4 九曜国領駅前ビル7F	444-4611	60(4)	第二
	せんがわ学童クラブ	仙川町2-8-26 2F	03-6909-1018	70(4)	緑ヶ丘, 滝坂
	たきざか第1・第2学童クラブ	西つつじヶ丘4-12-23	499-5121	60(3) 40(3)	滝坂, 若葉, 調和
	やぐもだい学童クラブ	調布ヶ丘2-10-32	452-8880	70(4)	八雲台, 第一, 柏野

※1 第1・第2学童クラブが併設されている施設は、申請状況により学童クラブを決定します。ただし、布田小学校第1学童クラブ、布田小学校第2学童クラブは、それぞれ別の施設です。詳細については14ページ「学童クラブ入会申請Q&A」12項をご覧ください。

※2 障害児の定員は()内の数字となります。

令和9年度学童クラブ一覧（小学校別）

通学する小学校	学童クラブ名
第一小学校	第一小学校学童クラブ
	【仮称】第一小学校新設学童クラブ
	かみふだ第1・第2学童クラブ
	やぐもだい学童クラブ
第二小学校	第二小学校学童クラブ
	あおぞら学童クラブ
	国領児童館学童クラブ
	わいわい学童クラブ
第三小学校	第三小学校学童クラブ
	かみいしわら第1・第2学童クラブ
	西部児童館学童クラブ
	なないろ第1・第2学童クラブ
八雲台小学校	調布ヶ丘児童館学童クラブ
	はづき学童クラブ
	かみふだ第1・第2学童クラブ
	やぐもだい学童クラブ
富士見台小学校	多摩川児童館学童クラブ
	ふじみだい学童クラブ
滝坂小学校	つつじヶ丘児童館学童クラブ
	東部児童館学童クラブ
	わかば学童クラブ
	せんがわ学童クラブ
	たきざか第1・第2学童クラブ
深大寺小学校	深大寺小学校学童クラブ
	深大寺児童館学童クラブ
	しばさき公園北第1・第2学童クラブ
上ノ原小学校	うえのはら第1・第2学童クラブ
	しばさき公園北第1・第2学童クラブ
	つつじヶ丘児童館学童クラブ
若葉小学校	わかば学童クラブ
	東部児童館学童クラブ
	あおば学童クラブ
	たきざか第1・第2学童クラブ

通学する小学校	学童クラブ名
石原小学校	富士見児童館学童クラブ
	ゆずのき学童クラブ
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘児童館学童クラブ
	せんがわ学童クラブ
染地小学校	染地小学校学童クラブ
	わいわい学童クラブ
	染地児童館学童クラブ
	国領児童館学童クラブ
北ノ台小学校	北ノ台小学校学童クラブ
	はなばたけ第1・第2学童クラブ
	深大寺児童館学童クラブ
多摩川小学校	多摩川小学校学童クラブ
	ふじみだい学童クラブ
	多摩川児童館学童クラブ
	なないろ第1・第2学童クラブ
杉森小学校	染地児童館学童クラブ
	わいわい学童クラブ
飛田給小学校	かみいしわら第1・第2学童クラブ
	西部児童館学童クラブ
	なないろ第1・第2学童クラブ
柏野小学校	佐須児童館学童クラブ
	かしわの学童クラブ
	やぐもだい学童クラブ
国領小学校	国領小学校学童クラブ
	国領児童館学童クラブ
布田小学校	布田小学校第1学童クラブ
	布田小学校第2学童クラブ
	多摩川児童館学童クラブ
調和小学校	おおまち第1・第2学童クラブ
	調和小学校第1・第2学童クラブ
	つつじヶ丘児童館学童クラブ
	たきざか第1・第2学童クラブ

- ※1 利用できる学童クラブは、通学する小学校または学区によります。ただし、ゆずのき学童クラブの障害児枠については、市内全学区を対象としています。
- ※2 国立・私立小学校に通学する児童は、原則、居住地にある公立小学校区の学童クラブを利用できます。
- ※3 特別支援学校に通学する児童は居住地にある公立小学校区の学童クラブ及びゆずのき学童クラブを利用できます。
- ※4 特別支援学級に通学する児童は、原則、通学している小学校区の学童クラブ及びゆずのき学童クラブを利用できます。

学童クラブ入会申請Q&A

1.現在学童クラブに入会しています。次年度も入会を希望する場合、申請が必要ですか？

⇒ 必要です。学童クラブの入会は単年度ごとの承認となるため、次年度以降も継続して入会を希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。

なお、現在学童クラブに入会していても、次年度も必ず入会できるとは限りません。また、前年度と同じ学童クラブに入会できるとも限りません。申請の内容（保護者の就労日数・時間、児童の学年等）を指数化し、指数の高い順に入会児童を決定します。

2.5月に復職予定ですが、4月1日付けで入会が決定しました。復職するまでの間、学童クラブへ通うことは可能なのでしょうか？

⇒ 4月1日入会の場合は、5月1日までに復職する必要があります。学童クラブへ入会してから復職するまでの期間についても、学童クラブへ通うことが可能です。復職後は必ず、会社から発行された復職証明書の提出をお願いします。

※年度途中での入会については、入会日までに復職している必要があります。

3.復職予定で学童クラブの入会申請をしましたが、下の子の保育園入園がなかなか決まらず復職日が決まりません。その場合、4月1日から学童クラブに入会することはできないのでしょうか？

⇒ 4月1日から学童クラブに入会するためには、5月1日までに復職することが条件となります。3月中旬までに復職日が決まらない場合は、4月1日からの入会ができませんので、児童青少年課までご連絡ください。

4.今、小学校3年生で学童クラブを利用していますが、子どもは「もう学童クラブに行かなくても大丈夫」だと言っています。来年から小学校4年生に進級しますが、保護者としてはまだ心配です。申請をした方がよいのでしょうか？

⇒ 調布市では放課後の居場所事業として「学童クラブ」「あそびバ」「児童館」の3つの事業を実施しております。放課後の居場所については、お子様の自立の度合いや友達関係等、日々の様子に詳しい学童クラブの支援員と相談するなど、お子様の意思も尊重しながら、お子様に相応しい放課後の居場所をご検討ください。

なお、新4年生の方は学童クラブへの入会が決定しても、入会せずに辞退するケースが多く見られます。

5.就労証明書の雇用期間が令和9年3月31日までとなっていますが、学童クラブへの入会申請はできますか？

⇒ 雇用期間が令和9年4月1日以降も延長される予定がある場合は申請可能です。就労証明書の延長予定が「有」の場合は学童クラブ入会開始後、雇用期間の延長を確認するため再度就労証明書を提出していただきます。就労証明書の延長予定が「無」又は「未定」の場合、申請はできますが、雇用期間の延長が確定するまで学童クラブはご利用いただけません。

6.兄弟姉妹で一緒に学童クラブに入会したいです。

⇒ 調布市立学童クラブ利用申請書（インターネット申請の場合は申込フォーム）の「兄弟姉妹で同じ学童クラブの利用を希望」にチェックを入れてください。上の学年の児童の指数（指数が低い方）で入会可能な学童クラブに兄弟姉妹揃って決定いたします。

※指数が低い方のお子さんに合わせて学童クラブを決定するため、下の子の指数が高くても第1希望に入会できない場合があります。そのため、下の児童だけでも第1希望に入会したい場合はチェックをしないようお願いします。

7.第1希望とした学童クラブは優先して入会できますか？

⇒ 希望順位にかかわらず、入会判定基準表に基づく指数の高い順に入会児童を決定します。入会可能な学童クラブが複数ある場合には、希望順位が高い学童クラブに決定します。

8.入会判定基準表の調整指数にある「市長が特別に指定する地域」とは、どこを指しますか？

⇒ 佐須町1丁目15～40番地、深大寺元町2丁目1～3番地、5～41番地、3・4丁目全域、深大寺元町5丁目1～12番地、32～39番地にお住まいの小学校1～3年生が深大寺小学校学童クラブに入会申請をする場合を指します。

9.どの学童クラブにも入会できなかった場合、再度申請する必要はありますか？

⇒ 再度申請していただく必要はありません。年度内（令和10年3月31日まで）は有効となります。なお、「3.施設変更（令和9年5月1日以降）を希望する場合」、「5.申請の取下げ・退会について」（8ページ）には、お手続きが必要です。

10.学童クラブは何年生位まで申請している方が多いですか？

⇒ 調布市の学童クラブは小学校6年生までを対象としておりますが、学童クラブの入会申請者数は小学校1年生をピークに減り始め、小学校4年生からは申請者数が著しく減少する傾向にあります。

11.学童クラブを退会する理由はどのようなものが多いですか？

⇒ 学童クラブを退会する理由としては「一人で留守番ができるようになった」（退会理由の50%）、「あそびバを利用するため」（退会理由の20%）が多く、小学校2年生からは退会する方が増え始める傾向にあります。これは、一人で留守番ができるようになる等、お子様の成長や自立が進んできていることや、学年があがるにつれ、課外活動が活発になり、週3回以上の利用要件を満たさなくなる等が理由であると考えられます。

12.第1学童クラブと第2学童クラブの違いはなんですか？

⇒ 第1・第2学童クラブ共、同じ建物にあります。分け方は学童クラブによって異なりますが、学童クラブへの入会決定後、第1・第2のいずれかに振り分けられます。学校のクラス分けと同じようなものとお考えください。申請書に希望学童クラブを記入する際は、18ページ記載の入力用番号のとおりにご記入ください。ただし、布田小学校第1学童クラブと布田小学校第2学童クラブはそれぞれ別の施設です。希望学童クラブを記入する際は、住所等を確認し、第1・第2学童クラブのうち希望する方の番号をご記入ください。

学童クラブでの生活Q&A

1.保護者の仕事が休みで家庭にいる場合でも学童クラブを利用できますか？

⇒ 保護者がご家庭にいる場合は、学童クラブは利用できませんのでご注意ください。

2.学童クラブを欠席又は早退する場合、連絡が必要ですか？

⇒ 必ず保護者の方から連絡をお願いします。習い事のために学童クラブを早退するときは、定例の早退であっても、当日に連絡用アプリ「コドモン」等で保護者の方からの連絡が必要となります。当日の連絡がない場合は早退できません。

なお、電話で早退のご連絡をいただいた場合、聞き違いやなりすましを防止するため、学童クラブから折り返し再確認の電話をさせていただく場合があります。

また、早退時に職員からの声かけは行っておりませんので、各自で対応をお願いします。大人の見守りがいないため、早退後のけが、事故等についてもご注意ください。

3.習い事のために学童クラブを早退した後にまた学童クラブに戻ることは可能ですか？

⇒ 一度早退すると、学童クラブに戻ることはできません（夏季プール等の学校行事を除く）。

4.学童クラブを早退又は欠席したときのおやつ代は返金されますか？

⇒ 学童クラブを早退又は欠席し、おやつを食べなかったとしても、おやつ代は返金されません。なお、三季休業等で長期お休みする場合も返金されません。また、原則おやつを持ち帰ることもできませんので、ご了承ください。

5.台風などで、小学校が休校や登校時刻を遅らせる場合、学童クラブを利用することはできますか？

⇒ 学校が休校となった場合、学童クラブは原則閉室となります。ただし、勤務等の都合上、どうしても学童クラブを利用する必要がある場合は、午前9時（土曜日、三季休業中は午前8時）から学童クラブを利用できます。その際は、必ず保護者の方が学童クラブまで児童を送り、職員に引き継いでください。

詳細については、学童クラブ入会後に各施設からご案内いたします。

6.病気やけが等で具合が悪くなった場合、どのような対応をしていますか？

⇒ お子様の体調を第一に考え、保護者に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。また、緊急時には、職員が付き添って病院を受診することもありますので、速やかなお迎えにご協力をお願いします。

なお、万一の事故やけがに備え、傷害保険に加入していますが、保険内容は見舞金程度の額をお支払いするものであり、治療費や保護者の休業損害を補償するものではありません。

7.地震、風水害、火災等の災害が発生した場合、どのような対応をしていますか？

⇒ 地震、風水害、火災等の災害又はそうした事態が発生・予想される場合、保護者の方のお迎えを依頼する場合があります。お子様の安全のためご理解、ご協力をお願いいたします。

8.インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、学童クラブを利用することはできますか？

⇒ 学級閉鎖の対象となった学級の児童については、感染の拡大を防止するため、学童クラブを利用することはできません。ただし、閉鎖が決まった当日については、帰宅することが難しい児童に限り、学童クラブを利用できます。

9.入会要件に「週3日以上又は月12日以上は午後5時まで学童クラブを利用すること」とありますが、児童の体調が悪くなった場合や、通院等で週3日以下の利用となるなど、利用要件を満たさない場合は退会となりますか？

⇒ 学童クラブの利用要件を満たさない場合は退会となりますが、体調不良などのやむを得ない事情がある場合には、利用要件を満たしていないことを理由にすぐに退会とはなりません。なお、体調不良や通院等により学童クラブを欠席する場合は、学童クラブまでご連絡ください。

10.「午後5時集団帰り」には、職員はついてきますか？

⇒ 基本的には、同じ方向に帰宅する班を作り、児童のみで帰ります。ただし、不審者情報等があった場合には、職員が帰宅の見守りを行います。

11.学校から学童クラブへ向かう際、学童クラブ職員の付添はありますか？

⇒ 児童のみで向かいます。ただし、小学1年生は、入学式の翌日から1週間程、小学校が実施する下校指導期間に限り、学童クラブの職員がお迎えに行き、学校から学童クラブへの道のりを確認しながら歩きます。

また、障害児の方には職員による徒歩の付添送迎（ゆずのき学童クラブのみ車両送迎）が有料で付きます。

12.夏休み等の一日育成の日に、午後からの利用（午前中に病院で受診等）は可能ですか？

⇒ 在籍学童クラブにその旨ご連絡いただき、午後1時を目安に登室ください。

13.お迎えの時間が午後7時を過ぎてしまいましたが、利用できますか？

⇒ 学童クラブの利用時間は午後7時までとなっております。午後7時を過ぎた利用があった場合は、退会となることがありますので、利用時間内でのご利用にご協力をお願いいたします。

14.夏季休業中に、事業者による弁当提供はありますか？

⇒ 保護者がお弁当作りをされることを前提とした上で、三季休業期間のみ外部事業者による弁当提供を実施しております。なお、食物アレルギーのある児童、学校生活管理指導表を提出した児童、家庭で調理されたもの以外を喫食した経験のない方については利用できません。

各事業の主な特徴

	児童館	あそびバ	学童クラブ
主な目的	放課後の地域の遊び場所	放課後の遊び場所	保護者の就労支援
対象児童	1年生～6年生 ※利用要件なし		1年生～6年生 ※利用要件あり
定員	なし		あり
開設日	月曜日～土曜日 【お休み】日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)		
	自然災害時は、学校に合わせた対応となり、休館の場合あり		
開設時間	【学校がある日】 放課後～17:00 【学校が休みの日】 9:00～17:00	【学校がある日】 放課後～17:00 【学校が休みの日】 8:00～17:00	【学校がある日】 放課後～19:00 【学校が休みの日】 8:00～19:00
料金	無料		【育成料】 月額5,000円 【おやつ代】月額1,500円 【その他】 時間延長料金あり
お弁当 (土曜・三季休業中)	持参		持参 ※三季休業中のみ、指定事業者による 弁当注文が可能 ※おやつ時間あり
行事	誰でも参加できる行事 (工作の会、各種遊びのプログラム等)		年間行事 (季節行事、誕生日会、遠足等)
保護者との情報共有	おたより	メール配信サービス おたより	保護者連絡用アプリ「コドモン」による連絡、 おたより、年数回の保護者会等
メール配信サービス	なし	配信あり (入退室時刻・お知らせ等)	保護者連絡用アプリ「コドモン」による通知
出欠席の管理	なし	なし	保護者連絡用アプリ「コドモン」による 予定表・連絡帳
出入り・中抜け	開設時間中は自由に出入り・中抜け可 ※中抜けは一度退室扱いとなります		不可
帰宅方法	自由に帰宅 (又はお迎え)		集団帰り(17:00) 保護者のお迎え(17:00～19:00)
体調不良の場合 (施設利用中)	保護者によるお迎え		
自然災害の場合 (施設利用中)	保護者によるお迎え (台風等の気象状況により臨時休業あり)		
怪我等への 保険適用範囲	施設利用中	・施設利用中 ・学校がある日の通学路	・施設利用中 ・遠足等施設外活動等 ・学童クラブと自宅・学校間の通路

調布市放課後子供教室事業「あそびバ」のご案内

調布市放課後子供教室事業とは、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校内または近隣施設を利用した、遊び場を開放している事業です。

「あそびバ」とは？

★ 放課後の居場所

放課後の学校施設等を利用して、自由で安全な「遊び場・居場所」を提供し、学年を越えた子どもたちが交流することで、楽しく遊びながら社会性や創造力を養うことを目的としている事業です。

委託する民間事業者の放課後子供教室職員が子どもたちを見守ります。

★ 登録すれば、誰でも来られる、いつでも無料

保護者の方の就労状況に関係なく、調布市在住の全小中学生が無料で利用できます。

開設時間は、放課後から午後5時まで、日曜、祝日、年末年始を除く授業のない日は午前8時から午後5時まで開設しています。

★ 入学式の前から利用できる

お子様が新1年生となる年度の4月1日から利用できるように、4月1日からの利用をご希望の場合は、就学前保護者説明会以降、利用希望日の前日までに、利用登録をお済ませください。登録（利用）できるあそびバは、通学する小学校（私立、国立、特別支援学校の場合は居住学区）のあそびバ1か所になります。登録関係書類を直接あそびバへお持ちください。

★ 自由参加の多彩なプログラム

専用室内での自由遊び、校庭での外遊びはもちろん、工作教室、外部講師によるかけっこ教室など様々なプログラムを実施しております。

★ 入退室管理（メール配信）システムで安全・安心

児童があそびバにある名札をリーダーに「ピッ」とかざすだけで、保護者の登録したメールアドレスに来た時間、帰った時間をお知らせします。

また、臨時開室・閉室情報や災害時の対応なども、メールにて配信いたします。（※）

（※）…放課後子供教室登録後、保護者にメールアドレスのご登録をお願いしております。

もっと詳しく知りたい方へ

施設見学が可能ですので、事前に利用予定のあそびバへお問い合わせください。市ホームページでも、より詳しい案内がありますので、そちらもご確認ください。



市HP 二次元コード

各あそびバ連絡先

番号	名称	電話番号	番号	名称	電話番号
1	第一小あそびバ	481-0009	11	緑ヶ丘小あそびバ	03-3308-6628
2	第二小あそびバ	499-8313	12	染地小あそびバ	485-1317
3	第三小あそびバ	080-4924-4983	13	北ノ台小あそびバ	481-7138
4	八雲台小あそびバ	485-7515	14	多摩川小あそびバ	481-9915
5	富士見台小あそびバ	488-5571	15	杉森小あそびバ	485-1381
6	滝坂小あそびバ	080-5459-3313	16	飛田給小あそびバ	487-2817
7	深大寺小あそびバ	499-9488	17	柏野小あそびバ	499-6201
8	上ノ原小あそびバ	481-1022	18	国領小あそびバ	499-1771
9	石原小あそびバ	486-7634	19	布田小あそびバ	481-4231
10	若葉小あそびバ(※)	03-3308-8255	20	調和小あそびバ	080-3860-9479

（※）…若葉小あそびバのみ、若葉小に隣接する第四中学校敷地内にあります。

利用申請書入力用番号表

学童クラブ利用申請書の「1 申請児童情報 A～G」で用いる「入力用番号」です。利用申請書の各欄に対応する「入力番号」を利用申請書に記入してください。

A「小学校」欄	
入力用番号	小学校
1	第一小学校
2	第二小学校
3	第三小学校
4	八雲台小学校
5	富士見台小学校
6	滝坂小学校
7	深大寺小学校
8	上ノ原小学校
9	石原小学校
10	若葉小学校
11	緑ヶ丘小学校
12	染地小学校
13	北ノ台小学校
14	多摩川小学校
15	杉森小学校
16	飛田給小学校
17	柏野小学校
18	国領小学校
19	布田小学校
20	調和小学校
21	都立学校（調布特別支援学校）
22	都立学校（府中けやきの森学園）
23	都立学校（久我山清光学園）
24	都立学校（大塚ろう学校）
25	国立・私立・その他学校
26	未定（就学相談中、指定校変更希望など）

B「学年」欄	
入力用番号	学年
1	1年生
2	2年生
3	3年生
4	4年生
5	5年生
6	6年生

C「特別支援教育」欄	
入力用番号	特別支援教育の該当
1	特になし
2	通級指導学級・校内通級教室
3	特別支援学級
4	特別支援学校

E ※希望学童クラブ名	
※通う学校が未定の場合のみ記入 就学相談中や指定校変更希望中など	
入力用番号	D「希望学童クラブ」欄と同様

F「申請児童の過去の学童クラブの在籍状況」欄	
入力用番号	過去の学童クラブの在籍状況
1	今回申請する児童は、これまで調布市立学童クラブに在籍していたことがある
2	今回申請する児童は、これまで調布市立学童クラブに在籍したことがない

G「障害児枠申請」欄	
入力用番号	予定も含めて回答ください
1	無
2	（いずれかに該当） ◆特別支援学校又は特別支援学級に通っている児童である ※通級指導学級・校内通級教室は除く ◆愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している児童である ◆障害児福祉手当を受給している児童である

D「希望学童クラブ」欄	
入力用番号	希望学童クラブ名
1	つつじヶ丘児童館学童クラブ
2	東部児童館学童クラブ
3	国領児童館学童クラブ
4	多摩川児童館学童クラブ
5	深大寺児童館学童クラブ
6	富士見児童館学童クラブ
7	佐須児童館学童クラブ
8	西部児童館学童クラブ
9	緑ヶ丘児童館学童クラブ
10	調布ヶ丘児童館学童クラブ
11	染地児童館学童クラブ
12	第一小学校学童クラブ
13	第二小学校学童クラブ
14	第三小学校学童クラブ
15	深大寺小学校学童クラブ
16	染地小学校学童クラブ
17	北ノ台小学校学童クラブ
18	多摩川小学校学童クラブ
19	国領小学校学童クラブ
20	布田小学校第1学童クラブ ※
21	布田小学校第2学童クラブ ※
22	調和小学校第1・第2学童クラブ
23	なないうち第1・第2学童クラブ
24	ふじみだい学童クラブ
25	おおまち第1・第2学童クラブ
26	わいわい学童クラブ
27	わかば学童クラブ
28	うえのはら第1・第2学童クラブ
29	かしわの学童クラブ
30	はなばたけ第1・第2学童クラブ
31	しばさき公園北第1・第2学童クラブ
32	かみふだ第1・第2学童クラブ
33	かみいしわら第1・第2学童クラブ
34	あおば学童クラブ
35	ゆずのき学童クラブ
36	はづき学童クラブ
37	あおぞら学童クラブ
38	せんがわ学童クラブ
39	たきざか第1・第2学童クラブ
40	やぐもだい学童クラブ
41	【仮称】第一小学校新設学童クラブ

※ 布田小学校学童クラブ のみ、第1と第2を分けて申請することが可能です（別施設のため）。詳細については14ページ「学童クラブ入会申請Q&A」12項をご覧ください。

調布市立学童クラブ利用申請書
(裏面)

表面 二 保護者情報(放課後家庭で育成できない理由)で ☒ をした項目について、該当があれば内容の記入
又は ☒ してください。

四 保 護 者 の 要 件 確 認 事 項 (表 面 二 保 護 者 情 報 (放 課 後 家 庭 で 育 成 で き な い 理 由) に つ い て 詳 細 を 記 入	a.外勤 (会社勤務)	勤務先の名称(勤務先が複数ある場合は全て記入) 保護者1:勤務先1(☐ 株式会社) 勤務先2() 保護者2:勤務先1() 勤務先2() 雇用期間に定めがある場合(契約社員・パート社員など)記入(正社員など定めがない場合は記入不要) ※ 雇用期間に定めがある勤務先が複数ある場合、最も直近に終了する勤務先の雇用期間を記入 保護者1(2024 年 6 月 30 日～2026 年 12 月 31 日) 雇用期間延長予定(☒ 有 ☐ 無 ☐ 未定) 保護者2(年 月 日～20 年 月 日) 雇用期間延長予定(☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定) 夜勤等(午後3時を含まない勤務時間) ☐ 保護者1 該当有 ☐ 保護者2 該当有		
	b.就労 内定	就労証明書の「雇用期間」の欄をご確認のうえ、 ご記入ください。 () 勤務開始日(20 年 月 日) 保護者2:内定先() 勤務開始日(20 年 月 日)		
	c.復職 予定	復職予定の場合、復職予定先の名称と復職予定年月日を記入 ※ 4月1日から学童クラブを利用する場合、5月1日までの復職が必要となります。 保護者1:復職先() 復職予定年月日(20 年 月 日) 保護者2:復職先() 復職予定年月日(20 年 月 日) ☐ 保育園も別途申請中で、保育園の決定次第で復職日に変動がある。		
	d.産休・ 育休	勤務先() (産休・育休)期間(現在取得中又は予定)が学童クラブ入会希望日時期に差し掛かる場合記入 (20 年 月 日～20 年 月 日)		
	e.自営	保護者1 主な就労場所【 ☐ 事業所 ☐ 現場作業 ☐ 在宅】自営業事業所名称等() 保護者2 主な就労場所【 ☒ 事業所 ☐ 現場作業 ☐ 在宅】自営業事業所名称等(☐ 工房)		
	f.疾病 障害等	添付書類(下記のうちいずれか) 保護者1 ☐ 診断書(☐ 療養期間 20 年 月 日まで / ☐ 期間未定) ☐ 障害者手帳(手帳 級(度)、有効期限 20 年 月 日まで) 保護者2 ☐ 診断書(☐ 療養期間 20 年 月 日まで / ☐ 期間未定) ☐ 障害者手帳(手帳 級(度)、有効期限 20 年 月 日まで)		
	g.看護 介護	看護・介護者 ☐ 保護者1 ☐ 保護者2 被看・被介護者 氏名:() 児童との続柄:() 添付書類(下記のうちいずれか) ☐ 診断書(療養期間等 20 年 月 日まで / ☐ 期間未定) ☐ 障害者手帳(手帳 級(度)、有効期限 20 年 月 日まで) ☐ 被保険者証(有効期限 20 年 月)		
	h.通学	保護者1【 ☐ 在学中(卒業日 20 年 月 日)】 保護者2【 ☐ 在学中(卒業日 20 年 月 日)】 ※入会希望日時点で卒業している方は申請で 就労日数・時間(a～e選択の方のみ記入) 保護者1:(月平均) 20 日 (1日当たり平均) 8 時間 保護者2:(月平均) 20 日 (1日当たり平均) 8 時間		
	i.求職 自営準備中	保護者1【 ☐ 求職中 ☐ 自営業準備中(自営業開始日 20 年 月 日)】 保護者2【 ☐ 求職中 ☐ 自営業準備中(自営業開始日 20 年 月 日)】		
	五 そ の 他	祖父父母の在任先が、それぞれ「市外」と「市内」の場合は、 記入例と同様に、2箇所にチェックしてください。 祖父父母の状況 ※「表面三同居家族」で祖父父母同居している方は記入不要 母方 ☐ 市内在住 ☒ 市外在住 ☐ 不存在 ☐ その他() 未提出書類 ☒要件確認書類(就労証明書等)(☐保護者1 ☐保護者2) 2026 年 12 月 1 日に提出します。 ☐児童状況書 ☐転入予定書類(売買契約書、賃貸借契約書等) 署名: 調布 花子		

※以下、市使用欄

※市 使用欄	保護者	保護者	学年	ひとり親	生保	地域	その他	合計

児童状況書
(表面)

児童状況書					※学童クラブ 使用欄	
申請書裏面の同意事項について、同意します。					保護者署名 <u>調布 一郎</u>	
※ 該当するものすべてに○印又は☑を付けてください。					No.	
フリガナ 氏 名	チョウフ タロウ 調 布 太 郎		男・女	生年月 日	○年 ○月 ○日	
小学校名	〇〇小学校		学年	○年		
この書類の記載内容について、後日確認させていただくことがあります。その場合の御連絡先を記入してください。 お名前 <u>調布 花子</u> (続柄 <u>母</u>) 電話番号 (<u>090-0000-0000</u> 自宅・ <u>携帯</u>)						
体 質 ・ 既 往 歴						
平熱 (<u>36</u> 度 <u>2</u> 分)						
☒ はしか ☒ ふうしん ☒ 水ぼうそう ☒ おたふくかぜ (すべて予防接種済みのものを含む) ☐ てんかん ☐ その他 (偏頭痛・胃腸が弱い・便秘症・冷え性・慢性中耳炎・蓄膿症・低血圧・鼻血が出やすい・疲れやすい等) ()						
アレルギーがありますか ☐ 無 ☒ 有 (食物、花粉、ハウスダスト、ぜんそく、アトピー性皮膚炎など) アナフィラキシーの既往はありますか ☐ 無 ☒ 有 エピペン [®] は処方されていますか ☐ 無 ☒ 有 アレルギー (アレルギーを引き起こす物質) は何ですか。具体的に記入してください。 (<u>卵</u>) アレルギーに触れた (食べた) とき、どのような症状が出ますか。 (<u>体全体に発疹がでます。</u>) おやつで食べられないものはありますか (卵、牛乳、小麦、ピーナッツなど)。 (<u>卵を含む食品。医師の指導で、普段の食事でも卵を除去しています。</u>)						
かかりつけ医 (内科・歯科・眼科・耳鼻科など)						
[名称] <u>〇〇病院</u> (<u>小児</u> 科)	[名称] <u>〇〇歯科</u> (<u>歯</u> 科)		[名称] <u>〇〇〇クリニック</u> (<u>アレルギー</u> 科)			
[電話] <u>03-0000-0000</u>	[電話] <u>042-000-0000</u>		[電話] <u>042-000-0000</u>			
[通院頻度] <u>随時</u>	[通院頻度] <u>随時</u>		[通院頻度] <u>年4回</u>			
診断名・常時服薬等						
診断名	<u>〇〇〇</u>					
常時服薬	<u>〇〇〇〇〇〇</u>					
入院歴や持病などがありましたら、具体的に記入してください。 ※ 入院歴や病歴、大きな手術、体質や体力上の留意点、食生活についての留意点など おやつについては、改めて相談をさせていただきます。						
性 格 ・ 特 徴 (該当するものすべてに☑)						
☐ 社交的 ☒ 人見知り ☒ マイペース ☐ 人なつこい ☐ 面倒見が良い ☒ 器用 ☐ 不器用 ☐ 楽天的 ☐ 神経質 ☐ 責任感がある ☐ 几帳面 ☐ 大ざっぱ ☐ 感情の起伏が激しい ☐ 自分の気持ちを表現することが苦手 ☐ 明るい ☒ 片付けができない ☒ 落ち着きがない ☐ パニックを起こすことがある ☐ 先の見通しをつけることが苦手で不安になる ☐ 同じことを何度も繰り返すことがある ☐ 特定の音や匂い、触覚などの刺激に極端に敏感である ☒ 注意が移りやすい ☐ 忘れ物が多い ☐ 自分なりの独特な日課 ☐ 「入会案内」にもありますとおり、「週3日以上又は月12日以上午後5時まで学童クラブを利用すること」が要件となります。 ☐ 文字や数字の理解、運動 ☐ 習い事が多く、要件に満たない利用となる場合は、「辞退又は退会」していただきます。 ☐ 特定の物事に執着 () ☐ 癖がある (どんな癖で)						
歴						
東京 都道府県 <u>調布</u> 区市町村 <u>〇〇〇</u>	<u>〇〇〇</u> <u>保育園</u> 幼稚園 <u>0</u> 歳～ <u>5</u> 歳					
都道府県 <u>調布</u> 区市町村 <u>〇〇〇</u>	保育園・幼稚園 歳～ 歳					
子ども発達センターなどの通所訓練施設や療育機関への通所歴	調布市 <u>〇〇〇</u> 発達センター 言語・心理グループ <u>3</u> 歳～ <u>5</u> 歳					
歳～ 歳						
習 い 事 等						
曜日	<u>水</u>	時間	<u>14</u> 時 <u>00</u> 分	内容	<u>ピアノ</u>	
曜日	<u>木</u>	時間	<u>17</u> 時 <u>30</u> 分	内容	<u>学習塾</u>	

児童状況書
(裏面)

チェック欄		日常生活の様子（該当するものすべてのチェック欄に☑）	自由記入欄
聞く	☒	相手の話を理解して聞くことができる	普段は聞いて理解することができますが、集中力がなくなると集団への指示が理解できなくなるようです。
	☒	個別に目を見てゆっくり話す理解できる	
	☐	聞き違いや聞き漏らしが頻繁にある	
	☒	集団全体へ向けた指示は理解できないことがある	
	☐	聞いたことを覚えておくことが苦手	
話す	☐	話しかけられても表情の変化が乏しく、聞いているのかどうかかわらない	家では、保育園であったことをよく話しています。
	☒	普通に話せる	
	☐	相手の立場や気持ちを考えず、突然又は一方的に話してしまう	
	☐	思いついたまま話を続け、内容がまとまらない	
	☐	言いたいことをどう表現したらよいのかかわからない	
	☐	話すことに自信がない	
	☐	単語を羅列する又は短い文を組合せて表現する	
あそび	☐	単語と身振りを組み合わせて表現する	自分から輪に入るのは不得意ですが、声をかけられれば友だちと遊ぶことができます。
	☒	友だちとあそぶことができる	
	☒	声をかけてもらえれば集団あそびができる	
	☐	友だちとあそぶことができるが取り残されがち	
	☐	ルールや順番を守れない	
食事	☐	1人あそびが多い	箸の使い方を練習しているところです。
	☒	1人で食べられる	
	☐	偏食が著しい、食べられるものが極端に限られる	
	☐	食事中に立ち歩いたり、あそび食べをしたりすることがある	
	☐	自分で食べることは難しく、援助が必要	
排泄	☐	1人ですべてできる（排便・排尿ともに）	
	☒	排便について援助が必要	
	☐	排尿について援助が必要	
	☐	排便・排尿ともに援助が必要	
※ 学童クラブでの生活において留意して欲しいこと等がありましたら記入してください。			
発達について	☒	就学時健康診断やその他健診（3歳児健康診査やWISC検査等）などで、お子さんの発達について医師や保健師等に相談をした、又は指摘されたことがある 指摘された内容を差し支えない範囲で具体的に記入してください。 3歳児検診のときに保健センターで勧められて、子ども発達センターに相談に行きました。	
	☒	お子さんの病気やことば、発達について、相談している病院や専門機関がある 病院・専門機関名（例：児童相談所・子ども家庭支援センターすこやか・保健センター・医療機関） 子ども発達センターに月2回程度通っています。	
就学相談	☒	お子さんの学校や学級について、教育相談所へ相談している （通級・特別支援学級、特別支援学校） 現在、通級に通うか、特別支援学級に通うか相談中です。	
障害について	☒	知的障害や発達障害の心配がある	
	☒	☒ 知的障害 ☐ 広汎性発達障害（アスペルガー・自閉スペクトラム症等）	
	☐	☐ 多動性障害 ☐ 注意欠陥多動性障害（ADHD） ☐ 学習障害（LD） ☐ その他	
	☐	身体障害者手帳をもっている（ 級）	
	☐	愛の手帳（療育手帳）をもっている	
☐		精神障害者保健福祉手帳をもっている	
☐		障害名（部位）を記入してください。	
☐		【中心になって援助している人は誰ですか】 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他（ ）	

【学童クラブの利用にあたっての同意事項】

【重要】アレルギーをお持ちの児童の保護者の方へ

- ①学校に提出する「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」のコピーを学童クラブに提出していただきますので、あらかじめご用意ください。
- ②入所後、学童クラブとの面談が必須となります。
- ③調布市では三季休業中に学童クラブ内で、希望する方には事業者による弁当提供を有料で実施しておりますが、アレルギーのある方は注文ができません。

おやつに係る間食費の取り扱いについて、下記事項を委任いたします。

- ①間食費（月額1,500円）を保護者から預かり、管理すること
- ②おやつを購入に関すること
- ③おやつを支給に関すること
- ④食物アレルギーがある児童に対するおやつの変更に關すること

アレルギーとおやつについて、同意事項を確認し、児童状況書表面の署名欄にご署名をお願いいたします。
同意いただけない場合は、申請を受理出来ません。

申請書類チェック表

児童クラブ利用申請に必要な書類のチェック表です。必要に応じてご活用ください。

全員提出が必要な書類		
☐	①調布市立児童クラブ利用申請書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
☐	②児童状況書	申請する児童1人につき1枚必要。LoGoフォーム（インターネット）申請の場合は提出不要。
☐	③要件確認書類	保護者1人につき最低1種類必要。令和9年4月1日時点での保護者の要件によって書類が異なります。兄弟分はコピーして提出も可。

下記のいずれかの書類提出が必要

該当	状況	詳細	提出書類						
☐	就労	就労により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①勤務日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②勤務時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③勤務時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★①「月12日以上」については、日曜日を含めない勤務日数を指します。 ★②「勤務時間」には、休憩時間を含めます。	①勤務日数	月12日以上	②勤務時間	日中4時間以上	③勤務時間帯	午後3時を含んでいる	【外勤の方】 ☐ 就労証明書 (必ず勤務先の担当者が記入。2箇月以内に発行されたもの) ☐ 直近3箇月の勤務実績表 (就労時間が不規則な場合のみ提出が必要) ----- 【自営業の方】 ☐ 勤務状況届出書(保護者自身で記入) ☐ 直近の確定申告書のコピー(第1表・第2表)、または登記簿謄本、営業許可証、個人事業主の開業届出書等のコピー
①勤務日数	月12日以上								
②勤務時間	日中4時間以上								
③勤務時間帯	午後3時を含んでいる								
☐	採用予定/ 復職予定	入会日までに上記「就労」の要件を満たす予定であること。 ★復職予定の方については、4月1日入会の場合のみ、5月1日までに復職予定であれば申請可能です。	☐ 就労証明書(採用予定・復職予定年月日の記載のあるもの)						
☐	就学	以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①通学日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②授業時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③授業時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★通信教育の場合は、学童クラブ利用の要件外となります。	①通学日数	月12日以上	②授業時間	日中4時間以上	③授業時間帯	午後3時を含んでいる	【令和9年度在学中の方】 ☐ 在学証明書 ☐ 時間割 ----- 【入学予定の方】 ☐ 入学予定であることを確認できる証明書 ☐ 時間割
①通学日数	月12日以上								
②授業時間	日中4時間以上								
③授業時間帯	午後3時を含んでいる								
☐	疾病/ 心身障害	疾病等により、医師から日中自宅での育成が困難との診断を受けていること、または障害者手帳等を所持していること。	☐ 傷病・障害状況届出書(保護者自身で記入) ☐ 医師の診断書 (コピーでも可)または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
☐	看護/ 介護	親族等の介護のため、日中自宅での育成が困難であること。	☐ 看(介)護状況届出書 ☐ 医師の診断書 (コピーでも可)または障害者手帳・介護保険被保険者証のコピー						
☐	産休中 (または予定)	産前産後休暇取得中または取得予定であること。	☐ 母子健康手帳のコピー(表紙及び出産予定日のわかるページ) ☐ 産休期間の記載のある就労証明書 または勤務状況届出書						
☐	育休中	就労しているが、育児休業を取得中であること。 ★育児休業の対象となるお子様の年齢が令和9年4月1日時点で1歳未満であることが必須となります。	☐ 就労証明書 (育児休業を取得する又はしていることが記載されているもの)						
☐	求職	求職活動により、日中自宅での育成が困難であること。 以下の条件を全て満たしていることが必須となります。 <table><tr><td>①活動日数</td><td>月12日以上</td></tr><tr><td>②活動時間</td><td>日中4時間以上</td></tr><tr><td>③活動時間帯</td><td>午後3時を含んでいる</td></tr></table> ★求職要件は、年に1回のみ認められます。	①活動日数	月12日以上	②活動時間	日中4時間以上	③活動時間帯	午後3時を含んでいる	☐ 求職活動状況届出書 ☐ 3箇月以内に求職活動をしていることがわかる書類 (ハローワークカードや求職サイトに登録している画面のコピー等)
①活動日数	月12日以上								
②活動時間	日中4時間以上								
③活動時間帯	午後3時を含んでいる								

該当する方のみ提出が必要な書類

該当	状況	指数加算	提出書類
☐	①児童に障害がある	○あり	☐ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書等のコピー
☐	②ひとり親家庭	○あり	☐ 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証、戸籍謄本、離婚受理証いずれかのコピー
☐	③離婚調停中	○あり	☐ 調停中であることを証明する裁判所の書類等
☐	④生活保護受給世帯	○あり	☐ 生活保護受給証明書
☐	⑤転入予定	×なし	☐ 転入先の住所が証明できるもの(住宅売買契約書、住宅賃貸契約書等のコピー等)

★①～④については、提出があった場合のみ指数加算点があります。

虐待の防止のための措置

人権の擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待等の早期発見に努めています。

虐待等が疑われた場合は、「調布市子ども家庭支援センターすこやか」等の関係機関に通報します。

子育てに関する困り事がありましたら、学童クラブにご相談ください。

いじめや虐待のないまち宣言

調布市は、調布市子ども条例の理念に基づき、平成19年5月5日に東京都内で初めて「いじめや虐待のないまち宣言」をしました。

子ども 夢 すこやか まちづくり

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子どもが夢と希望を持って健やかに育つことは市民共通の願いです。

しかし近年、全国的にみて子どもに関わるいじめや虐待が大きな社会問題となっています。特に、子どもの尊い命が失われる痛ましい事件は、極めて深刻な憂慮すべき問題です。こうしたことは、いつでも、どこでも起こりうることを自覚すると同時に、これを未然に防ぐため、すべての大人が子どもたちを見守っていかなければなりません。大人も子どもも一緒になって、いじめや虐待は絶対にいけない、絶対に許さないという強い心を持ち、家庭や学校等、地域で子どもを見守ることが大切です。そして、大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めることが大切です。

調布市は、家庭、学校等、地域、事業主と協働し、関係機関とも力を合わせ、いじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりをより一層進めていくことを宣言します。

平成19年5月5日

調布市

児 童 憲 章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

登録番号 (刊行物番号)
2026 - 113

令和 9 年度調布市学童クラブ入会案内

発行日 令和 8 年10月

発 行 調布市

編 集 子ども生活部児童青少年課

〒182-8511

調布市児童青少年課2-35-1

TEL 042-481-7534

印 刷 庁内印刷



古紙配合率70%再生紙を使用しています